

施 工 条 件 の 明 示

成田市土木部下水道課

工 事 名 久住2号調整池浚渫修繕

工事箇所 成田市久住中央一丁目地先

明 示 項 目	明 示 事 項
(1) 工 程 関 係	契約後速やかに、工事施工のお知らせを地域住民に周知すること。 工事着手前に現場状況、工事支障物、地下埋設物等の事前調査を実施し、監督職員に報告すること。
(2) 用 地 関 係	必要な資材置場については、請負者で対応すること。
(3) 公 害 対 策 関 係	騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、周辺地域の環境保全に努めること。また、影響があると判断される構造物等がある場合は、施工者が事前に調査(写真等で記録)し、工事終了後に影響を確認すること。これにより、設計条件に変更が生じた場合は、別途協議とする。
(4) 安 全 対 策 関 係	電線、電話ケーブル等に近接する箇所の施工は、施工者が施設管理者に連絡し対処すること。
(5) 工事用道路 関 係	資機材搬入路は、施工者が道路管理者、周辺住民と協議した上で対処すること。 搬入路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。
(6) 仮設備関係	請負者において、必要な設備について適宜設置すること。
(7) 残土・産業 廃棄物関係	建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準（千葉県設計要領）に基づき処理する。
(8) 工事支障物 件 等	本工事区間内に構造物・占用物件がある場合は、請負者は各所有者・各企業と連絡を十分行なうこと。移設等の必要が生じた場合は、別途協議とする。
(9) 排水工関係	請負者において、適宜処理すること。
(10) 薬液注入 関 係	なし
(11) そ の 他	本工事施工にあたっては、千葉県土木工事共通仕様書に準拠する。 その他疑義が生じた場合には監督職員と協議のこと。